KEIZAI DOYUKAI

『オープンイノベーション促進税制』
延長・拡充に関する意見
～スタートアップとの共創による非連続的成長の実現へ～

2025 年 11 月 7 日
公益社団法人 経済同友会

はじめに

本年は、政府の「スタートアップ育成５か年計画」(2022～2027 年度の 5 年間）の折り返しの年である。わが国におけるスタートアップ投資は着実に拡大しているものの、グローバルな競争力を有し、イノベーションを起こす「ユニコーン企業」の創出は未だ途上である。

この状況を打破し、わが国の産業競争力を再び加速させるためには、大企業の経営資源と、スタートアップの革新的な技術やビジネスモデルを掛け合わせ、非連続的な成長を実現する「オープンイノベーション」の抜本的な加速が不可欠である。

近年、事業会社のスタートアップ投資は活発化しつつあるものの、その多くは財務的なリターンを求めるものに留まり、オープンイノベーションによる、新たな価値を社会に提供するまで至る例は限定的である。

また、スタートアップ側は、東証グロース市場の上場維持基準見直しにより、従来の IPO による出口戦略の間口が狭まりつつある。特にレイターステージの資金不足問題を抱えるスタートアップにとっては、M&A という選択肢の拡大は、エコシステム全体の資金循環を促すためにも急務となっている。

同時に、この問題意識はスタートアップの出口戦略に留まるものではない。経営環境が非連続的に変化し経営課題が複雑化する現在、わが国の産業全体が M&A を有効に活用し、事業ポートフォリオの最適化を通じて持続的成長を遂げること、すなわち経営資源の最適な配分を実現することの重要性が一層増している。

スタートアップの出口戦略の課題解決という側面に加え、わが国全体の産業の新陳代謝を促すためには、スタートアップという枠組みを超えて、M&A 全体を活性化させていくことが不可欠である。この変革は、単一の施策で成し得るものではなく、包括的な環境整備を必要とする。

本会が昨年 7 月に企業の新陳代謝の活性化に向けてさらなる活用を意見[1]した「オープンイノベーション促進税制」(以下「本税制」)は、この潮流を加速させる重要なインセンティブの一つである。次年度に期限を迎える本税制について、スタートアップ投資を活性化させるための拡充はもとより、産業の新陳代謝を促す観点から M&A 型の更なる拡充も含め、本会の意見を以下に示す。

1. 税制拡充によるスタートアップ投資の活性化

戦略的なスタートアップ投資を本格的に始動させるため、現行税制に対し以下の改革が必要と考える。

(1) 本税制の恒久措置化

現行の時限措置を改め、本税制を恒久化することは、企業の予見可能性を高めることで、オープンイノベーションを企業の長期的かつ戦略的な取り組みとして定着させ、わが国の持続的な成長を支える基盤を構築する上で大きな効果が期待される。また、令和 8 年度からの防衛特別法人税の導入を控え、企業の投資マインドが委縮することも想定される中、成長投資を下支えする恒久的なインセンティブの意義は大きい。

(2) 1件当たりの所得控除枠の拡大

各種政策の後押しによって、スタートアップ企業 1 社当たりの資金調達額は年々増加している。一方、100 億円以上の資金調達件数はほぼ横ばい[2][3]である。ディープテックスタートアップを中心とした世界的な競争環境で戦うスタートアップには、研究開発のスピードや市場の先行確保が死活的に重要となるため、数百億円規模の資金調達が不可欠となる場合もある。大企業の自前主義を脱却し、企業の共創によってスタートアップがグローバルに戦う環境を後押しするため、<u>1 件当たりの所得控除上限額を引き上げるべきである</u>[4]。

あわせて、ユニコーン企業の創出を加速させる観点からは、スタートアップ自身が M&A を通じてスケールアップすることも重要である。<u>現行の M&A 型における株式取得額 5 億円の下限額が、スタートアップ同士の戦略的な事業買収に</u>

[1] 経済同友会　スタートアップ推進総合委員会『スタートアップエコシステムの更なる拡大に向けて』(2024 年 7 月 24 日発表)

[2] 2021 年 6 件、2024 年 4 件。

[3] 出所：SPEEDA 2024 Japan Startup Finance

[4] 足許のスタートアップへの大型 M&A 投資や、今後期待されるユニコーン企業への出資を考えると、現在の M&A 型の株式取得上限額 200 億円から 500 億円への引き上げが有効であると考える。

おける実質的な障壁となっている。この下限額を引き下げること[5]は、スタートアップの非連続的成長を後押しするためにも有効である。

（３） M&A 型対象要件の緩和

イノベーションの形態は多様であり、制度も柔軟な設計が必要である。足許、CVC 投資を通じた協業から、更なる事業活動の拡大を目指して M&A に発展する等、戦略的な提携関係を構築するための出資も増加している。また、スタートアップや投資家において、IPO 以外の多様な出口戦略を可能にし、リスクマネー供給を促進するためにも、M&A 型においてはより柔軟な資本業務提携を促す観点から、吸収合併や 50%以下の発行済株式取得など、現行制度で対象外となっている取引も適用対象とすべきである。

（４） 出資対象法人に関する形式的要件の柔軟化

スタートアップの成長戦略が多様化する中、現行制度の形式的な法人格要件が、イノベーションの実態と乖離する課題が生じている。例えば、M&A 等を通じて純粋持株会社形態をとる場合、その傘下の事業会社がイノベーションの中核でも、出資は対象外となる。こうした実態との乖離を解消するため、出資先が純粋持株会社であっても、資金使途が特定の事業会社に限定され、かつ明確な支配関係が確認できることなどを要件として、適用対象に含める柔軟な制度運用を提案する。

2. M&A 型の対象拡大による産業の新陳代謝の促進

本会の「企業変革委員会」が取りまとめた提言[6]において、経営者の実戦的活動として、価値創造に向けた事業・活動への積極的投資の必要性を述べている。現代の事業環境は、人工知能（AI）、デジタルトランスフォーメーション（DX）といった破壊的変化の波に晒されており、全ての技術や知見を自社内で開発することはもはや不可能である。

この「自前主義の限界」という課題に対し、本税制は、M&A による産業の新陳代謝を促すインセンティブとしても活用できるよう、その役割をさらに強化し、戦略的に制度を拡充することが必要である。

具体的には、まず喫緊の課題として、東証グロース市場改革に伴い、優れた技術を有しながらも時価総額 100 億円未満で成長が伸び悩む企業のポテンシャ

[5] M&A 型で対象となる研究開発特化型スタートアップには売上高 4.2 億円以下等の要件がある。このような企業の M&A に対応するために、例えば 2 億円程度への引き下げが有効であると考える。

[6] 『日本経済のダイナミズム復活のために ―経営者・投資家の実践的活動と政府等への提言―』2025 年 6 月発表

ルが失われる懸念が挙げられる。この課題への対応として、本税制の M&A 型における対象を、時価総額 100 億円未満の上場企業へと拡大することは有効な選択肢と考える。また、研究開発に時間を要する企業なども原則的に含められるよう、設立年数要件も現行の 10 年以内から 15 年以内へと緩和することを提案する。優れた技術を持つ上場企業の M&A を活性化させ、大胆な事業再編と資本の再配置を促し、新たな成長セクターを生み出す一歩になると考える。

おわりに

大企業がスタートアップ投資を財務的な投資へ留まらせず、真のイノベーションにつなげるためには、新規投資の経験を数多く重ね、失敗からも学ぶことを通じて、異なる文化と共存できるよう自社の組織体制や評価制度、すなわち企業文化の基盤そのものを変革していくという、経営者の強い意志が不可欠である。スタートアップの持つ革新的な技術やアジャイルな文化を自社に取り込み、共に新たな価値を創造することで、大企業自身も変革を遂げていく。これこそが、オープンイノベーションの本質であり、我が国をリードする企業が目指すべき姿である。

また、本意見の検討にあたり、オープンイノベーション税制の存在や詳細を知る経営者が少数に留まるという実態も明らかとなった。政府には本税制の更なる活用の促進に向けて期待すると同時に、経済同友会の会員所属企業は、可能な限り活用し、スタートアップへの投資・連携を強力に推進する。

更に、オープンイノベーション実現に向け、税制以外の包括的な環境整備についても引き続き検討を深め、提言を行う所存である。

以上